

長与町町制施行50周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱  
(目的)

第1条 この要綱は、本町の町制施行50周年を記念するロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定め、町制施行50周年及びロゴマーク等の普及を図ることにより、町全体として、その気運を高め、郷土への誇りと愛着を醸成することを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークの基準となる配色（以下第9条第2号アにおいて「指定基準色」という。）は、別表のとおりとする。

(キャッチフレーズ)

第3条 キャッチフレーズは、「すこやかな 未来をはぐくむ 長与町」とする。

2 キャッチフレーズの書体、色、改行の必要等は、指定しない。

(使用できる者)

第4条 ロゴマーク等は、個人、団体、事業者又は企業などその性質を問わず誰でも使用することができるものとする。

(著作権等)

第5条 ロゴマーク等に関する著作権その他一切の権利は、本町に帰属する。

(使用期間)

第6条 ロゴマーク等を使用できる期間は、公布の日から平成31年12月31日までとする。

(使用の対価)

第7条 ロゴマーク等の使用の対価は、無料とする。

(使用の申請)

第8条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。その内容に変更が生じた場合も同様とする。

(1) ロゴマーク等を表示する媒体の完成見本又はその形状、色彩その他の使用状況の図案が示された書類

(2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を要しない。

(1) 町自らの判断により提供する場合

(2) 新聞、テレビ、雑誌等が報道の目的のために使用する場合

(3) 個人が営利を目的とせず、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲

内において使用する場合

- (4) 個人が営利を目的とせず発信するブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等において使用する場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、町長が申請書を提出する必要がないと認めた場合  
(判定基準)

第9条 町長は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準に従い、承認の可否を判定するものとする。

- (1) 使用全般に係る基準 以下のとおりとする。
  - ア その使用が、第1条に定める目的に合致していること。
  - イ その使用が、本町の信用又は品位を傷つけないこと。
  - ウ その使用が、第三者に不利益又は損害を与えないこと。
  - エ その使用が、法令又は公序良俗に反しないこと。
  - オ その使用が、特定の政治、思想又は宗教等の活動に利用されないこと。
  - カ その使用が、長与町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者による申請でない、又はそれらの者の利益にならないこと。
- (2) ロゴマークに係る基準 以下のとおりとする。
  - ア 指定基準色以外の色を使用しないこと。ただし、単色又はその濃淡表現による着色は、この限りでない。
  - イ ロゴマークの縦横比を変更しないこと。
  - ウ ロゴマークの天地左右に従い、これを水平に配置すること。
  - エ ロゴマークの前面に文字、図形その他の意匠を重ねないこと。
  - オ ロゴマークの地部分を透過処理して使用する場合は、当該透過処理部分にロゴマークが識別されにくい背景を重ねないこと。
  - カ ロゴマークの全部又は一部を変更し、若しくは消去し、又はその配置構成を変更しないこと。
- (3) ロゴマーク等に係る基準 以下のとおりとする。
  - ア 原則としてロゴマーク及びキャッチフレーズが、一体的に併記され、又は表示されていること。
  - イ 判読できる程度の大きさ及び配置で記載され、又は表示されていること。
- (4) その他本要綱の規定に反しないこと。

2 前項の規定に関わらず、ロゴマーク等を、販売その他営利を目的として使用する場合は、事前に町との協議を要する。

(使用の承認)

第10条 町長は、前条の規定により判定を行った場合は、速やかに、ロゴマーク等の使用に係る承認の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の場合において、使用を承認するときには長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等使用承認決定通知書（様式第2号）により、使用を承認しないときには長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等使用不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定によりロゴマーク等の使用を承認する場合は、必要な条件を付することができる。

（遵守事項）

第11条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマーク等について、承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、承認に係る条件に従うこと。

(2) ロゴマーク等に係る商標権、意匠権その他の知的財産権を主張し、又は取得しないこと。

(3) ロゴマーク等の使用に係る承認を受けた権利を、他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

（成果品の提出）

第12条 使用者は、ロゴマーク等を使用して作成した物品（以下「成果品」という。）を、その完成後30日以内に、町長に提出しなければならない。ただし、成果品の提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

2 前項の規定により提出された成果品（成果品に代えて提出された当該成果品の写真を含む。）は、町のホームページへの掲載その他の町の情報発信のために活用できるものとする。

（使用承認の取消し）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用の承認を取り消すことができる。

(1) その使用が、第9条各号に掲げる判定基準に反すると認められるとき。

(2) 使用者が、第11条に定める遵守事項に反すると認められるとき。

(3) 使用者が、偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定に基づいて使用の承認を取り消すときは、使用者に対し長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の通知を受けた使用者に対し成果品の作成の停止、回収その他の必要な措置を求めることができる。

（免責）

第14条 町は、前条の規定により使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害又はこれ

らの者がロゴマーク等の使用により第三者に与えた損害については、一切の責めを負わない。

(損害賠償)

第15条 ロゴマーク等の使用により町に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。

(使用実績の公表)

第16条 町長は、ロゴマーク等の使用状況について公表に努め、広く利用促進を図るものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに使用承認を受けたロゴマーク等に係る第5条、第11条、第12条、第14条及び第15条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別図 (第2条関係)



別表 (第2条関係)

ロゴマーク	CMYKカラーモデル				
	①	C : 0	M : 70	Y : 0	K : 0
	②	C : 0	M : 0	Y : 100	K : 0
	③	C : 100	M : 0	Y : 100	K : 0
	④	C : 0	M : 80	Y : 100	K : 0

長与町長 様

申請者 団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

所 在 地 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等使用承認申請書

長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等について、長与町町制施行50周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱を承諾したうえで、次のとおり使用したいので申請します。

使用目的及び 使用方法 (具体的に記載)		
使用期間	年 月 日( )から 年 月 日( )まで	
作成数		
添付書類	1. ロゴマーク等を表示する媒体の完成見本又はその形状、色彩その他の使用状況の図案が示された書類 2. その他 ( )	
誓約事項	長与町暴力団排除条例（平成24年長与町条例第17号）に掲げる暴力団、暴力団員ならびにその関係者に該当しないことを誓約します。	チェックを入れる

※誓約事項については、チェック欄にレを記入し誓約してください。

様式第2号（第10条関係）

〇〇長与政発第 号  
年 月 日

様

長与町長

⑩

長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等使用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等の使用については、これを承認することに決定したので通知します。

記

1 承認番号 第 号

2 承認条件

(1) 使用の承認を受けた内容にのみ使用すること

(2) 長与町町制施行50周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱の規定を遵守すること

様式第3号（第10条関係）

〇〇長与政発第 号  
年 月 日

様

長与町長

⑩

長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等使用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等の  
使用については、下記の理由によりこれを承認しないことに決定したので通知します。

記

理由

様式第4号（第13条関係）

〇〇長与政発第 号  
年 月 日

様

長与町長

印

長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等使用承認取消通知書

年 月 日付け 長与政発第 号で承認した長与町町制施行50周年記念ロゴマーク等の使用については、次のとおり承認を取り消したので通知します。

記

承認番号	第 号
取消の理由	
備 考	